

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の「器具及び備品」「建物附属設備」

<器具及び備品>

家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット	医療機器	消毒殺菌用機器
	応接セット		手術機器
	ベッド		血液透析又は血しょう交換用機器
	児童用机及びいす		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器
	陳列棚及び陳列ケース		調剤機器
	その他の家具		歯科診療用ユニット
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		光学検査機器
	冷房用又は暖房用機器	娯楽又はスポーツ器具	その他のもの
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		たまつき用具
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品		ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具
	じゅうたんその他の床用敷物		スポーツ具
	室内装飾品		劇場用観客いす
	食事又はちゅう房用品		どんちよう及び幕
			衣しょう、かつら、小道具及び大道具
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター		その他のもの
	電子計算機	前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの		シート及びロープ
	その他の事務機器		きのこ栽培用ほだ木
	テレタイプライター及びファクシミリ		漁具
	インターホーン及び放送用設備		葬儀用具
	電話設備その他の通信機器		楽器
			自動販売機（手動のものを含む。）
時計、試験機器及び測定機器	時計		無人駐車管理装置
	度量衡器		焼却炉
	試験又は測定機器		その他のもの
光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	<建物附属設備>	
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	電気設備（照明設備含む）	蓄電池電源設備
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	給排水又は衛生設備及びガス設備	その他のもの
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22キロワット以上のもの）
	マネキン人形及び模型	昇降機設備	その他のもの
	その他のもの	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	エレベーター
容器及び金庫	ボンベ	エアーカーテン又はドア自動開閉設備	エスカレーター
	ドラムかん、コンテナその他の容器	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの
	金庫	店用簡易設備	その他のもの
理容又は美容機器		可動間仕切り	簡易なもの
		前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらない	その他のもの
生物	植物		主として金属製のもの
	動物		その他のもの

※取得を予定している設備が税制の対象となるかどうか、判断に迷う場合は税理士などに御相談ください。

「指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」のイメージ

※あくまでもこの書類はイメージですので、他の形式でも大丈夫です。

書類のイメージ

1. 事業者の名称等

事業者の氏名又は名称	印
(事業者が法人の場合の代表者名)	
納税地	
事業内容	

2. 経営上の課題と課題解決のための取組み等

(1) 経営上の課題

- ☐ ①顧客のニーズの変化への対応 ()
☐ ②顧客数の低下 ()
☐ ③販売単価(利用料金)等の低下 ()
☐ ④設備の老朽化 ()
☐ ⑤事業効率の低下 ()
☐ ⑥その他 ()

(2) 課題解決のための取組み

取組みの内容	課題	設備	価格
☐ 新商品・新サービスを提供する			
☐ 広告等販売促進活動を強化する			
☐ レイアウトの変更等により店舗の雰囲気改善する			
☐ 提供する商品・サービスの質を高める			
☐ 事業効率を改善する			
☐ その他 ()			

(3) アドバイス機関の所見等

--

3. アドバイスを行った年月日

4. アドバイス機関の名称等

アドバイス機関の名称	印
(機関が法人の場合の代表者名)	
住所又は所在地	
本書類を発行した年月日	